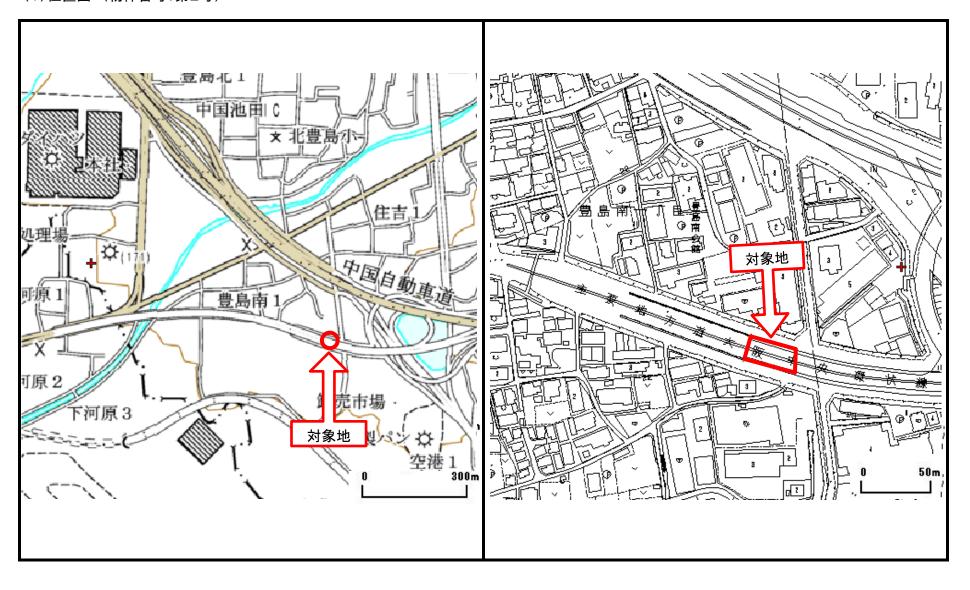
				物		件	Ę	月	細		
物	件番号 2	所在地 (路線名)		南一丁目306番2外3筆 阪中央環状線池田IC2号橋下	交通機関		線 蛍池駅 1,300m	最 低 占用料 (年額)	721,020円/年	占用期間	5年
土	地の概要						特記事項				
重	ī 積	占用許可対象面積 610 m <sup>2</sup>					<ul> <li>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等平面利用を想定しております。</li> <li>2 対象地への車輌等の出入りについては、池田土木事務所及び池田警察署と協議し、許可を得てください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て占用者の負担となります。         <ul> <li>(お問い合わせ先)</li> <li>池田土木事務所維持管理課管理グループ 電話072-752-4111(代)</li> </ul> </li> <li>3 開発行為及び建築行為の際は、池田市と協議してください。         <ul> <li>(お問い合わせ先)</li> <li>池田市都市建設部まちづくり課 電話072-752-1111(代)</li> </ul> </li> </ul>				
	面道路 )状況	北側 : 府道 幅員 = 約9.9 m 舗装 有 · 高低差 無南側 : 府道 幅員 = 約9.9 m 舗装 有 · 高低差 無東側(交差点内) : 府道(歩道) 幅員 = 約6.0 m 舗装 有 · 高低差 無									
	都 市計画法	市街化区域内									
		用途地域	-	第一種住居地域 •	第一種住居地域 · 準工業地域		T	汚水の排水が いでください。	「生じる利用をする場合は、道路	络及び既設集	水桝等へは
法		地域地区建ペいる			· I	200%	排水等の処理については、池田市と協議してください。				
令に							┃  (お問い合わせ先) ┃   池田市上下水道部下水道工務課 電話 072-752-1111(代)				
基づく制	その他 の 法令等	- 建築基準法					5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。				
		- 消防法					6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、 全て占用者において行ってください。				
限								!外の府所有地 :管理を行って	g(ネットフェンスの周辺など)に ください。	ついても、対象	象地と同様に
							3 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象が				
その	)他条件						施設が	で支障になる場	かります。上記の者による美地 合は、施設の撤去又は移動を :費用等については、占用者の	お願いします。	なお、撤去
ш	区分		の状況	照会先及び電話番号							. •
供給	公営	本管	. –		3市上下水道部 72-752-1111				募により落札された現占用者が 『平成27年3月31日までとなって		* 本公募に
処	水道 電気	無配電線	無	072-752-1111			よる占	用開始日は平	成27年4月1日からとなります	0	
理施		有	有	関西電力(株)大阪北支店池田営業所 0800-777-8142		また、現地に設置されている施設の一部は、現占用者の所有施設となりま すので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までに予め					
設の状	都市	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141		 ヹンター	現占用	現占用者と譲渡等の協議を行ってください。			
	ガス	無	無			なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約 には一切関与しません。					
況	公共	本管	10-11-11-11			1-14	がはけいから	, v o	ه .	^+	
	下水道	無	無	072-7	52-1111					<u>次</u> 3	<u>頃に続く</u>

10 舗装、ネットフェンス、排水設備及びその他の施設、または工作物の設置・撤 去、形状変更及び整備については、池田土木事務所と協議し、許可を得てく ださい。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所維持管理課管理グループ 電話072-752-4111 11 対象地には桁下高が低い箇所があります。最も桁下高が低い箇所の高さは 約2.1mです。 12 対象地内には、大阪府が所有する照明灯用のケーブルの管理用のハンド ホールが存在します。ケーブル等の保守点検等のため、大阪府職員又は大 阪府から発注を受けた業者が対象地に立ち入ることがありますので、その際 はご協力をお願いします。 また、このハンドホールの蓋の付近には、普段から移動可能な物件以外は 置かないようにお願いします。

## (1)位置図 (物件番号:第2号)



(2)平面図 (物件番号:第2号) 5 22 17 232 S & A Midle 8 & S & [6] Maint A4-1 23.2 ② 4. A田にA3-III 5.83. . 22 8 [O] ⊕ [O] |-(A JIE)®. 0.83. . 23.2 23.52 Fi2 . \$ 20.3 \$ 52 5.0E . + 95 . + 22 . 8.55. #Hill ∧ 2−1 . 2.25 .1.22 5.23.3 £-14 A⊞S. 122. A-S A DI田島 S-IA DI⊞B, 232. . 4.88 224 車 0.ES \$.ES. . 22.3 6.55 無數口山 豊島南一丁目 池田市

